

街頭防犯カメラの設置費を助成します。(令和7年度)

鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業

申請期限：令和7年8月29日(金)

受付窓口：地区防犯団体連合会(管轄の地区防犯団体連合会は「防犯カメラに関する相談、申請の受付窓口」参照)
予算を超える申請があった場合は、優先度等により選定のうえ決定します。

補助金の目的	地域住民による防犯活動を補完し、安心安全なまちづくりを推進するため、犯罪の抑止を目的に町内会等が設置する街頭防犯カメラの設置費用の一部を助成します。
補助対象団体	町内会等(町内会、自治会等地域住民により組織された団体及び通り会、商店街振興会等商業又はサービス業を営むものにより組織された団体)
補助対象経費	○ 防犯カメラ、録画装置等の機器の購入及び設置工事に係る経費 ○ 防犯カメラの設置を示す看板等の設置に係る経費 (リース契約や機器の保守費用・電気料金等の維持管理費は補助対象外)
補助率・上限額	○ 補助率：補助対象経費の1/2以内(1,000円未満端数切捨て) ○ 補助上限額：1台につき20万円
主な補助金交付の条件	以下の条件を全て満たす必要があります。 ○ 防犯カメラを設置する場所は、犯罪の蓋然性が高い場所であること。 ○ 防犯カメラの設置は、地域住民の総意によるものであること。 ○ 「鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助事業管理運用要領」を遵守すること。
管理・運用	○ 防犯カメラの管理・運用にあたっての主な遵守事項 (1) 撮影対象区域は道路等の公共空間の必要最小限の範囲とし、防犯カメラを設置している旨を表示すること。 (2) 撮影した画像及び画像を収録した記録媒体を適正に管理・運用するために、「管理運用責任者」及び「操作取扱者」を指定すること。 (3) 画像の保存期間は原則として、1カ月以内の必要最小限の期間とし、経過後は消去すること。 (4) 第三者への画像提供は禁止とする。ただし、法令等に基づく照会や人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合等は提供できるものとする。 (5) 設置者(町内会等)は、街頭防犯カメラ管理運用規程を策定すること。 ※ 詳しくは、「街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」をご覧ください。ガイドラインは市のホームページからダウンロードできます。

補助事業の流れ

① 事前相談

- ・ 地域で街頭防犯カメラの必要性について協議しましょう。
- ・ 地区防犯連合会に、設置希望について相談しましょう。

② 交付申請書等の提出

《提出先》 地区防犯団体連合会

- 《提出物》
- (1) 街頭防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 地域承認書
 - (3) 設置計画書
 - (4) 補助事業収支予算書
 - (5) 設置箇所及び撮影範囲を明記した図面
 - (6) 設置費用見積書、カタログ等の資料
 - (7) 設置場所等の所有者から、使用の許可を得られていることを証する書類
 - (8) 町内会等の概要が分かる書類（規約、役員名簿等）

【地区防犯団体連合会】

- ・ 必要性、優先度の検討
- ・ 防犯団体連合会が取りまとめ、市に補助申請を行います。

補助金交付決定

- ・ 地区防犯団体連合会から、補助金交付決定通知が届きます。
- ・ 補助金交付決定団体は、街頭防犯カメラ管理運用研修会を受講していただきます。

③ 防犯カメラの設置、運用開始

※ガイドラインに沿って、適切に設置運用を行ってください。

④ 実績報告

※設置後、速やかに提出してください。

《提出先》 地区防犯団体連合会

《提出物》 (1) 補助事業実績報告書（様式第5号）

(2) 設置後の現況写真

(3) 領収書又は請求書の写し（請求書の写しの場合は、補助金交付を受けた日から起算して30日以内に領収書の写しの提出が必要）

(4) 補助事業収支決算書

確定通知

地区防犯団体連合会から確定通知が届きます。

⑤ 補助金交付請求書の提出

《提出先》 地区防犯団体連合会

《提出物》 (1) 補助金交付請求書（様式第7号）

(2) 委任状（必要に応じて）

補助金交付

地区防犯団体連合会から補助金が交付されます。

⑥ 維持管理

※ガイドラインに沿って、適切に維持管理・運用を行ってください。

防犯カメラの補助金申請は、町内会等の管轄の地区防犯団体連合会に行う必要があります。
申請前に、必ず以下の事項について検討し、地区防犯団体連合会に相談してください。

項目	内容
防犯カメラの必要性についての協議	安心安全なまちづくりには、地域ぐるみの日常的なパトロールや声かけ等、人の目による防犯活動が基本となります。防犯カメラは、それらの防犯活動によってもなお、安全性の確保が必要な場合に、防犯活動を補完するものであるという認識のもと、設置の必要性について地域で話し合いましょう。
市の補助によって設置される防犯カメラの要件	市の補助により設置される場合は、次の要件を全て満たす必要があります。 1 道路等の公共空間を撮影対象とするもので、地域の犯罪の抑止を目的に設置するものであること。 2 住民のパトロール等の防犯活動が日常的に行われていること。 3 これまでに犯罪が多発している、不審者情報があるなど、犯罪の発生が懸念されている場所、地域であること。 4 設置場所付近の住民の同意や町内会等の総会での承認など、地域住民の総意によるものであること。 ※ 町内会集会所等の公共的な施設であっても、個別の施設等を監視するためのものは補助対象となりません。
設置場所等の相談	○ <u>設置場所については、犯罪の蓋然性を判断する必要があることから、管轄の地区防犯団体連合会に事前に相談してください。</u> ○ 地区防犯団体連合会の連絡先 中央地区防犯団体連合会（鹿児島中央警察署内） 電話：225-9090 西地区防犯団体連合会（鹿児島西警察署内） 電話：252-9930 南地区防犯団体連合会（鹿児島南警察署内） 電話：266-5666 ※ 管轄区域は裏面を参照
設置場所の所有者等の内諾	○ 設置場所の所有者（道路、公園等の管理者）の内諾を得ておきましょう。 ○ 電柱（九電柱、NTT柱）に共架（添架）する場合には、それぞれの事業者から内諾を得る必要があります。
総会等での決定	○ 団体の総会等で話し合い、防犯カメラの設置について、可決承認を得てください。 ○ 補助金交付申請の提出時には、防犯カメラの設置が申請団体の総会等により決定したことを証する書類（地域承認書）が必要となります。

※ 申請方法や必要書類については、「鹿児島市街頭防犯カメラ設置費補助金～申請の手引き～」をご覧ください。申請の手引きは市のホームページからダウンロードできます。

防犯カメラに関する相談、申請の受付窓口

申請・相談受付窓口	管轄区域
中央地区防犯団体連合会 【鹿児島中央警察署内】 (電話：225-9090)	鹿児島市のうち、西地区防犯団体連合会及び南地区防犯団体連合会の管轄区域を除く区域
西地区防犯団体連合会 【鹿児島西警察署内】 (電話：252-9930)	武1～3丁目、中央町、西田1～3丁目、常盤町、常盤1・2丁目、原良町、原良1～7丁目、薬師1・2丁目、城西1～3丁目、鷹師1・2丁目、永吉1～3丁目、新照院町(分割)、草牟田町、草牟田1・2丁目、城山1・2丁目、西伊敷1～7丁目、千年1・2丁目、緑ヶ丘町、玉里町、玉里団地1～3丁目、伊敷町、伊敷1～8丁目、下伊敷町、伊敷台1～7丁目、下伊敷1～3丁目、小野町、小野1～4丁目、小山田町、犬迫町、花野光ヶ丘1・2丁目、皆与志町、岡之原町、川上町(分割)、田上1～8丁目、田上台1～4丁目、広木1～3丁目、唐湊1・2丁目、田上町、武岡1～6丁目、明和1～5丁目、西陵1～8丁目、西別府町、五ヶ別府町(分割)、下田町(分割)、若葉町、上荒田町(分割)、郡元1丁目(分割)、宇宿町(分割)、東佐多町、西佐多町、本城町、本名町、宮之浦町(分割)、上谷口町、福山町、直木町、入佐町、春山町、石谷町、松陽台町、四元町、平田町、郡山岳町、有屋田町、西俣町、郡山町、油須木町、花尾町、東俣町、川田町
南地区防犯団体連合会 【鹿児島南警察署内】 (電話：266-5666)	新栄町、東郡元町、南郡元町、南新町、郡元町、唐湊3・4丁目、紫原1～7丁目、西紫原町、日之出町、宇宿1～9丁目、向陽1・2丁目、中央港新町、桜ヶ丘1～8丁目、東開町、南栄1～6丁目、谷山港1～3丁目、卸本町、谷山塩屋町、上福元町、谷山中央1～8丁目、西谷山1～4丁目、小原町、自由ヶ丘1・2丁目、希望ヶ丘町、東谷山1～7丁目、小松原1・2丁目、下福元町、坂之上1～8丁目、光山1・2丁目、錦江台1～3丁目、和田町、和田1～3丁目、慈眼寺町、皇徳寺台1～5丁目、山田町、中山町、中山1・2丁目、清和1～4丁目、五ヶ別府町(分割)、星ヶ峯1～6丁目、魚見町、七ツ島1・2丁目、平川町、宇宿町(分割)、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入町、喜入一倉町、喜入前之浜町、喜入生見町

※ 平川町、喜入瀬々串町、喜入前之浜町、喜入生見町の一部区域は、南九州警察署の管轄区域となりますが、防犯カメラについては、南地区防犯団体連合会にご相談・ご申請ください。

作成：鹿児島市（危機管理局安心安全課）
 〒892-8677 鹿児島市山下町 11-1
 TEL 099-216-1209